

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 34(オ)1109	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	所有権移転登記抹消登記手続調停 書無効確認請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 37 年 5 月 18 日	原審裁判年月日	昭和 34 年 8 月 11 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 16 卷 5 号 1088 頁		

判示事項	一 同一不動産について再度なされた売買契約の解釈に関する事例 二 実体的権利関係に符合する所有権移転登記の効力
裁判要旨	一 不動産売買がなされた後、同一当事者間で民事調停において同一不動産につき代金を増額したほか原判示のような約定であらためてなされた売買（原判決理由参照）は、前の売買契約を確認し、その約定を附加訂正したものと解するのが相当である。 二 不動産売買契約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記の本登記は、その後調停で同一不動産について約定を附加訂正してなされた売買に基づく所有権移転登記として有効である。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人宮岸友吉の上告理由第一点ないし第五点について。 原審が証拠によつて適法に認定した事実によれば、原判示の調停においては、さきに昭和二一年八月二四日被上告人、上告人A間でなされた本件不動産の売買が確認され、その約定が附加訂正されたものと解するのが相当であるから、被上告人のため右売買に基づいてなされた本件仮登記の効力は所論のように否定さるべきものでなく、また所論「仮登記に流用する黙示的合意の成立」云々の原判示は結局、蛇足の説明に帰するものというの外なく、右仮登記に基づく本登記は本件の実体的権利関係に符合するものである。従つて、かりに本登記申請の過程において手続上の誤謬があつたとしても、右本登記は登記としての対抗力を有するものとした原判示は正当である。引用の判例は本件に適切でなく、原審に所論違法はない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助)</p>

※参考：不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO812 頁